

## 保険薬局部会ニュース

令和7年1月6日  
広島県薬剤師会保険薬局部会

### 調剤報酬請求における注意事項

昨年度にもお知らせした下記の点について、誤った請求がありますので、御注意下さい。

#### 1. 単シロップ単独で処方された場合の調剤料

単シロップは、矯味の目的で調剤に用いる薬剤なので、単独調剤で調剤料は算定できません。

#### 2. キシロカインゼリー2%の調剤料

キシロカインゼリー2%は、検査・処置に用いる薬剤なので、調剤料は算定できません。

#### 3. ラキソベロン内用液0.75%（ピコスルファートナトリウム内用液0.75%）の調剤料

ラキソベロン内用液0.75%は、内服用滴剤であり、内服薬や頓服薬の調剤料は算定できません。

#### 4. 医薬品の供給不足のため、錠剤を粉碎して調剤した場合の保険請求間違いの例

- ・実際には錠剤を粉碎したにも関わらず、処方された散剤の医薬品で保険請求。調剤した錠剤の医薬品名を記載していない。
- ・調剤報酬明細書の摘要欄に調剤に必要な数量が確保できなかった薬剤名とともに確保できなかったやむを得ない事情を記載すること。
- ・粉碎した医薬品と他の散剤を混合した調剤においては、計量混合加算は算定できません。自家製剤加算を算定することになります。

今年度の中国四国厚生局の個別指導で指摘されている下記の点についても、御注意下さい。

#### 5. 重複投薬・相互作用防止加算 イ 残薬調整に係るもの以外の場合

- ・その他薬学的観点から必要と認める事項について、単なる医薬品の添付文書の用法・用量の相違により疑義照会し、変更となったものについては、算定できません。
- ・薬剤服用歴等又は患者及びその家族等からの情報等に基づいた変更でない場合には、算定できません。
- ・なお、レセプト摘要欄にその他薬学的観点から必要と認める事項について要点の記載がない場合は、返戻となる場合があります。

今年度実施された個別指導の指摘事項については、広島県薬剤師会ホームページの新着情報に掲載しておりますので、御確認下さい。